

# 課税総所得金額等積算書

学校名		学年・組・番	年	組	番
生徒氏名		保護者等 氏名			
		保護者等 氏名			

黄色セルに課税証明書等や源泉徴収票記載の金額を入力してください。それ以外は自動反映されます。

		保護者等 1	保護者等 2	合算
1 . 令和 4 年中の総所得金額				
2 - (1) 令和 4 年中の課税総所得金額 課税証明書に「課税総所得」の記載がない場合、「総所得 - 所得控除計」(計算結果の千円未満切捨)を記入。				
2 - (2) 令和 4 年中の扶養親族の数 年齢は令和 4 年12月31日現在	0 歳以上16歳未満			0 人
	16歳以上19歳未満			0 人
3 . 令和 5 年中の収入見込額				0 円
4 - (1) 給与所得控除額 (給与所得者の場合)	-a			
収入見込金額	積算	収入見込み金額	積算	
162.5万円以下	550,000円	360万円超 660万円以下	の金額 × 20% + 440,000円	
162.5万円超 180万円以下	の金額 × 40% - 100,000円	660万円超 850万円以下	の金額 × 10% + 1,100,000円	
180万円超 360万円以下	の金額 × 30% + 80,000円	850万円超	1,950,000円	
4 - (2) 必要経費 (自営業等の場合)	-b			
5 . 令和 5 年総所得金額見込 ( - -a又は -b )				
6 . 所得控除額計 (裏面に内訳を記入してください)		430,000 円	430,000 円	
7 - (1) 推計課税総所得金額 ( - = )				
上記計算の結果1,000円未満の端数は切り捨てる。また、マイナスとなったときは、0円とする。				
7 - (2) 令和 5 年中の扶養親族の数 年齢は令和 5 年12月31日現在	0 歳以上16歳未満			0 人
	16歳以上19歳未満			0 人

、 は令和5年度の課税証明書等から転記してください。

次のいずれも満たす場合は、授業料減免補助金の対象となります。  
 全て項目について、保護者1及び保護者2の合算額により判定する。

(A) : が の2分の1以下であること。  
 (B) : が98万円に次の金額を加えた額を超えており、  
 (C) : が98万円に次の金額を加えた額以下であること。  
 0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり33万円  
 16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円

(A)	
(B)	
(C)	
結果	

【保護者1】所得控除額（内訳）

種類	人数	所得控除額（住民税）
社会保険料控除		円
小規模企業共済等掛金控除		円
生命保険料控除（別紙に支払保険料を記載）		円
地震保険料控除（別紙に支払保険料を記載）		円
医療費控除		円
雑損控除		円
勤労学生控除（該当の場合26万円）		円
ひとり親控除（該当の場合30万円）		円
寡婦控除（該当の場合26万円）		円
配偶者控除/配偶者特別控除		円
障害者控除		
その他障害者（人数×26万円）	人	円
特別障害者控除（人数×30万円）	人	円
同居特別障害者控除（人数×53万円）	人	円
扶養控除 扶養親族の年齢は令和5年12月31日現在 生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下の場合に適用		
一般（16歳以上19歳未満） （人数×33万円）	人	円
特定（19歳以上23歳未満） （人数×45万円）	人	円
一般（23歳以上70歳未満） （人数×33万円）	人	円
老人（70歳以上のうち、次の「同居 老親等」以外の者）（人数×38万円）	人	円
同居老親等（70歳以上のうち、父母等 で同居している者）（人数×45万円）	人	円
基礎控除		430,000 円
所得控除額合計		430,000 円

【保護者2】所得控除額（内訳）

種類	人数	所得控除額（住民税）
社会保険料控除		円
小規模企業共済等掛金控除		円
生命保険料控除（別紙に支払保険料を記載）		円
地震保険料控除（別紙に支払保険料を記載）		円
医療費控除		円
雑損控除		円
勤労学生控除（該当の場合26万円）		円
ひとり親控除（該当の場合30万円）		円
寡婦控除（該当の場合26万円）		円
配偶者控除/配偶者特別控除		円
障害者控除		
その他障害者（人数×26万円）	人	円
特別障害者控除（人数×30万円）	人	円
同居特別障害者控除（人数×53万円）	人	円
扶養控除 扶養親族の年齢は令和5年12月31日現在 生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下の場合に適用		
一般（16歳以上19歳未満） （人数×33万円）	人	円
特定（19歳以上23歳未満） （人数×45万円）	人	円
一般（23歳以上70歳未満） （人数×33万円）	人	円
老人（70歳以上のうち、次の「同居 老親等」以外の者）（人数×38万円）	人	円
同居老親等（70歳以上のうち、父母等 で同居している者）（人数×45万円）	人	円
基礎控除		430,000 円
所得控除額合計		430,000 円

(別紙)

**住民税の生命保険料控除額の算定**

【新一般生命保険料】

支払額	控除額

【介護医療保険料】

支払額	控除額

【新個人年金保険料】

支払額	控除額

【旧一般生命保険料】

支払額	控除額

【旧個人年金保険料】

支払額	控除額

生命保険料控除額計

--

**住民税の地震保険料控除額の算定**

【地震保険料】

支払額	控除額

【旧長期損害保険料】

支払額	控除額

地震保険料控除額計

--

(参考) 大阪府ホームページ「個人府民税」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alcarte/kojnfmin.html>

生命保険料控除	次の区分に応じて計算した控除額の合計額 (一般生命保険料分(A旧契約分+B新契約分))+(介護医療保険料分)+(個人年金保険料分(C旧契約分+D新契約分)) 合計限度額70,000円			
	区分	支払保険料額	控除額	
旧契約	A 一般生命保険 D 個人年金保険 平成23年12月31日以前の契約	15,000円以下	支払額の全額	
		15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	
		40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	
	新契約	B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険 平成24年1月1日以後の契約	70,001円以上	35,000円
			12,000円以下	支払額の全額
			12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円			
56,001円以上	28,000円			
同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して合計します。 その場合の限度額は28,000円です。				
地震保険料控除	次の区分に応じて計算した控除額の合計額 (A 地震保険契約分)+(B 長期損害保険契約等分) 合計限度額25,000円			
	区分	支払保険料	控除額	
A 地震保険	50,000円以下	50,000円以下	支払額×1/2	
		50,001円以上	25,000円	
	B 長期損害保険(※)	5,000円以下	支払額の全額	
		5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	
15,001円以上	10,000円			
※長期損害保険料については、平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約に係るものについて適用します。 一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分のみ該当するものとして、控除額を計算します。				

(別紙)

**住民税の生命保険料控除額の算定**

【新一般生命保険料】

支払額	控除額

【介護医療保険料】

支払額	控除額

【新個人年金保険料】

支払額	控除額

【旧一般生命保険料】

支払額	控除額

【旧個人年金保険料】

支払額	控除額

生命保険料控除額計

--

**住民税の地震保険料控除額の算定**

【地震保険料】

支払額	控除額

【旧長期損害保険料】

支払額	控除額

地震保険料控除額計

--

(参考) 大阪府ホームページ「個人府民税」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alcarte/kojnfmin.html>

生命保険料控除	次の区分に応じて計算した控除額の合計額 (一般生命保険料分(A旧契約分+B新契約分)+(介護医療保険料分)+(個人年金保険料分(C旧契約分+D新契約分)) 合計限度額70,000円			
	区分	支払保険料額	控除額	
旧契約	A 一般生命保険 D 個人年金保険 平成23年12月31日以前の契約	15,000円以下	支払額の全額	
		15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	
		40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	
	新契約	B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険 平成24年1月1日以後の契約	70,001円以上	35,000円
			12,000円以下	支払額の全額
			12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円			
56,001円以上	28,000円			
同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して合計します。 その場合の限度額は28,000円です。				
地震保険料控除	次の区分に応じて計算した控除額の合計額 (A 地震保険契約分)+(B 長期損害保険契約等分) 合計限度額25,000円			
	区分	支払保険料	控除額	
A 地震保険	50,000円以下	50,000円以下	支払額×1/2	
		50,001円以上	25,000円	
	B 長期損害保険(※)	5,000円以下	支払額の全額	
		5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	
15,001円以上	10,000円			
※長期損害保険料については、平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約に係るものについて適用します。 一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分のみ該当するものとして、控除額を計算します。				